

就学援助制度(新入学児童・生徒学用品費)のお知らせ

就学援助制度は、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。

就学援助制度には「学用品費」や「給食費」等、複数の支給項目がありますが、**今回の申請(12月)は、入学準備時期に必要な「新入学児童・生徒学用品費」のみの申請です。**

その他の支給項目については、別途、新たな受給申請(4月)をする必要がありますので、令和6年4月に学校からお子様を通じてご案内します。

● 補助対象となる方 【(1)と(2)の両方に該当する方が対象です。】

- (1) 世帯(同居家族)全員の収入額の合計または所得額の合計が下記の認定基準額以下(給与収入と給与収入以外の所得の両方がある場合は、それぞれの基準額に対する割合の合計が100%以下)の方
- (2) 令和6年4月より守口市在住で就学予定のお子様をお持ちの方

令和5年度就学援助費認定基準額		
世帯人数	(A) 給与所得者(会社員等) (給与収入総額)	(B) (A)以外の所得者(自営業等) (所得総額)
2人	2,990,229円	1,902,400円
3人	3,945,732円	2,580,800円
4人	4,501,999円	3,057,600円
5人	4,977,999円	3,419,200円
6人	5,319,271円	3,681,600円
7人	5,613,603円	3,921,600円
8人	6,018,840円	4,241,600円
9人以上	以降1人増す毎に 315,060円を加算	以降1人増す毎に 249,600円を加算

● 援助内容

支給項目	支給額
入学準備金	54,060円

※ 3月下旬に振込を行う予定です。

● 申請手続き

申請期間	令和5年12月1日(金)~12月25日(月) (土・日曜・祝日を除く) 午前9時~午後5時30分
持ち物	保護者名義の金融機関(口座番号等)がわかるもの
受付場所	守口市役所6階 学校教育課(守口市京阪本通2丁目5番5号) ※ 学校では受付けておりません。
申請方法	令和5年度就学援助費(入学準備金)受給申請書に記入のうえ提出してください。 ※ 郵送可
その他	・ 世帯全員の令和4年中収入額・所得額がわかるように必ず市・府民税の申告を済ませておいてください。 ・ 令和5年1月2日以降、本市に転入された場合、 <u>所得証明書等を提出してください。</u>

● その他

※ 生活保護法の教育扶助を受けている場合は、対象外です。

(問い合わせ先) 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市教育委員会 学校教育課 ☎ 6995-3155(直通)